

令和7年度

宗像市営住宅入居者募集案内 (大島地区勤務者向け)

【申込受付】

令和7年5月1日(木)～令和7年5月13日(火)

午前8:30～午後5:00

※土日祝(5/3、4、5、6、10、11)は受け付けていません。

△ご注意ください△

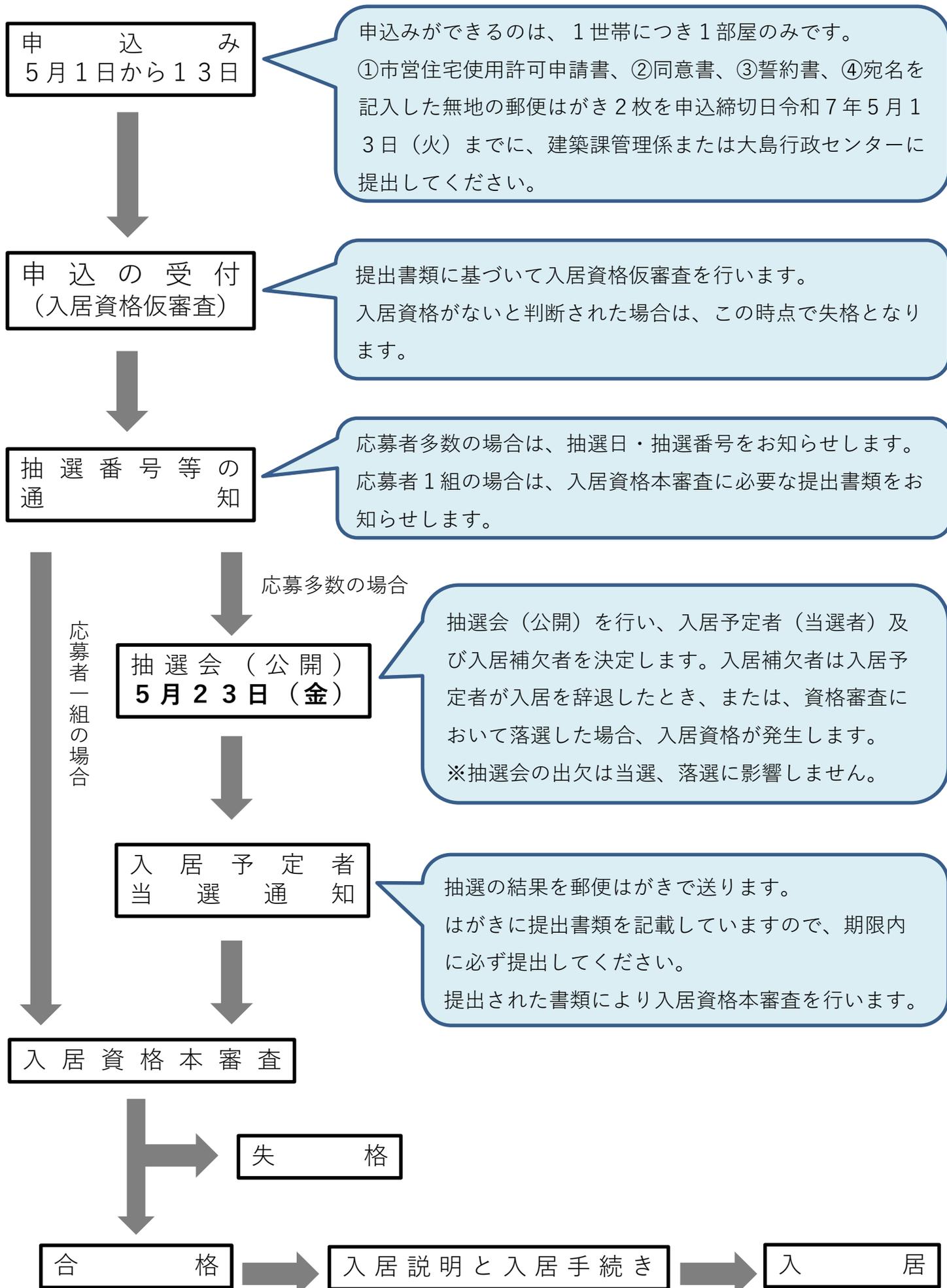
- ・原則、入居期間は年度末までです。以下の場合、入居期間は更新できず、退去いただく必要があります。
 - ①市営住宅の目的外使用について、国の承認がおりない場合
 - ②公営住宅入居資格者の入居希望がある場合
 - ③入居対象者でなくなった場合
- ・退去時の修繕費用は入居者負担になります。
- ・応募者多数の場合は、抽選により入居予定者を決定します。

都市管理部建築課管理係
大島行政センター

TEL : 0940-36-5203

TEL : 0940-72-2211

1. 申込みから入居までの流れ



II. 申込み方法

1. 申込み

下記書類を、建築課管理係または大島行政センターへ提出してください。

- ①市営住宅使用許可申請書
- ②暴力団照会に係る同意書
- ③市営住宅の使用に関する誓約書
- ④宛名を記入した無地の郵便はがき 2 枚

※郵便はがきに、住所と氏名を確実に記入してください。

記入漏れなどにより宛名不明等で返送された場合も郵送したものとみなします。

2. 抽選

日時：令和 7 年 5 月 2 3 日（金）午前 9 時 3 0 分から

場所：市役所 2 0 1 会議室（本館 2 階）

※抽選会に欠席されても当落に影響はありません。抽選は市職員が行います。

抽選会の結果は、郵便はがきで通知いたします。

3. 入居資格本審査

- ・抽選の結果は、郵便はがきでお知らせします。

当選の方には、提出書類を記載していますので、期限内に必ず提出してください。

※当落の結果について、電話でのお問合せにはお答えしていません。

- ・入居資格本審査は、提出書類（「III. 入居資格本審査に必要な書類」を参照）で行います。期限内に書類の提出のない方は、失格となります。
- ・補欠者の方には、入居予定者の失格または辞退により入居資格が発生した場合のみ個別に連絡をします。

補欠の方の資格は、入居予定者の入居完了と同時に消滅します。

Ⅲ. 申込み資格

市営住宅（大島地区勤務者向け）に応募される方は、次の1～8の条件を満たしていなければ、申込みすることはできません。

1. 大島地区の事務所・事業所に勤務する方（予定者を含む）。
2. 申請者は成年者、又は、親権者同意書が提出できる未成年者。
3. 同居者は1親等以内の親族であること。
4. 現に住宅に困っている又は大島地区に勤務するうえで住宅に困る方。
5. 共同生活を円満にすることができる方。
※犬、猫等ペット類の飼育はできません。
6. 外国人については、住民票を提出できる方。
7. 申請者及び同居親族が暴力団員でないこと。
※入居資格（暴力団員ではないこと）確認のための警察照会を行います。
8. 入居に際しては、緊急連絡人が必要となります。
【緊急連絡人について】入居者の安否確認など緊急時の対応等をお願いします。

IV. 申込みにあたって

< 申込みの無効・失格 >

次のような場合は申込みを無効とします。受付後、当選しても失格となります。

- ・市営住宅使用許可申請書及び提出書類に不正の記載があったとき。
- ・申込み資格がないと判明したとき。
- ・重複申込みをしたとき。
- ・入居資格本審査に必要な書類を指定期限までに提出されないとき。
- ・入居資格（暴力団員ではないこと）確認のための警察照会に同意しないとき。

< 注意事項 >

- ・申請書の記入は、ボールペン・万年筆など鉛筆以外の筆記具を使用してください。
※消せるボールペンは使用しないでください。
- ・現住所は、番地・アパート名・何号室等詳しく記入してください。
- ・入居予定者欄には、入居する方全員について記入してください。
- ・郵便はがきの住所は、郵便が確実に届く住所を記入してください。
あて先不明等で返送された場合も、郵送したものとみなします。
- ・**駐車場料金は無料ですが1台分しかありません。**
- ・住宅使用料の他に若干の共益費が必要です。
- ・婚約中の方は、婚姻受理証明提出誓約書を提出してください。なお、婚姻届出後、確認書類（戸籍謄本など）を一部提出してください。
- ・申込後、同居親族の変更（出生、死亡の場合を除く）は認めません。婚約者が変わった場合も同じです。
- ・原則、入居期間は入居日から入居日が属する年度の末日までです。以下の場合、入居期間は更新できず、退去いただく必要があります。
 - ①市営住宅の目的外使用について、国の承認がおりない場合
 - ②公営住宅入居資格者の入居希望がある場合
 - ③入居対象者でなくなった場合
- ・敷金の徴収は免除します。ただし、退去時の修繕費用は入居者負担になります。

V. 入居資格本審査に必要な書類（入居予定者になった方のみ）

当選した方については、入居資格本審査のため、下記の書類を指定期日までに提出してください。

1. 大島地区で勤務している又は勤務予定であることが分かる書類

※勤務先（勤務予定先）の任意様式で可。

2. 親権者（又は後見人）の同意書

※入居名義人が未成年の場合。

3. 緊急連絡人届出書

4. 住民票

・入居者全員のもので、続柄の記載のあるもの。

5. 所得証明書

・入居者全員（18歳以下の収入がない者は除く）について、市の発行する所得証明書
※所得証明書は最新のもの（令和6年度所得証明書）が必要です。

令和6年1月1日に住民票がある自治体で取得可能です。

※上記書類を提出できない方（税未申告等）については、使用料の算定ができませんので
失格となります。

6. その他の書類

・身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、療育手帳（写）、婚姻予定の方は
婚姻受理証明提出誓約書

・その他市が必要と認める書類

VII. 募集住宅

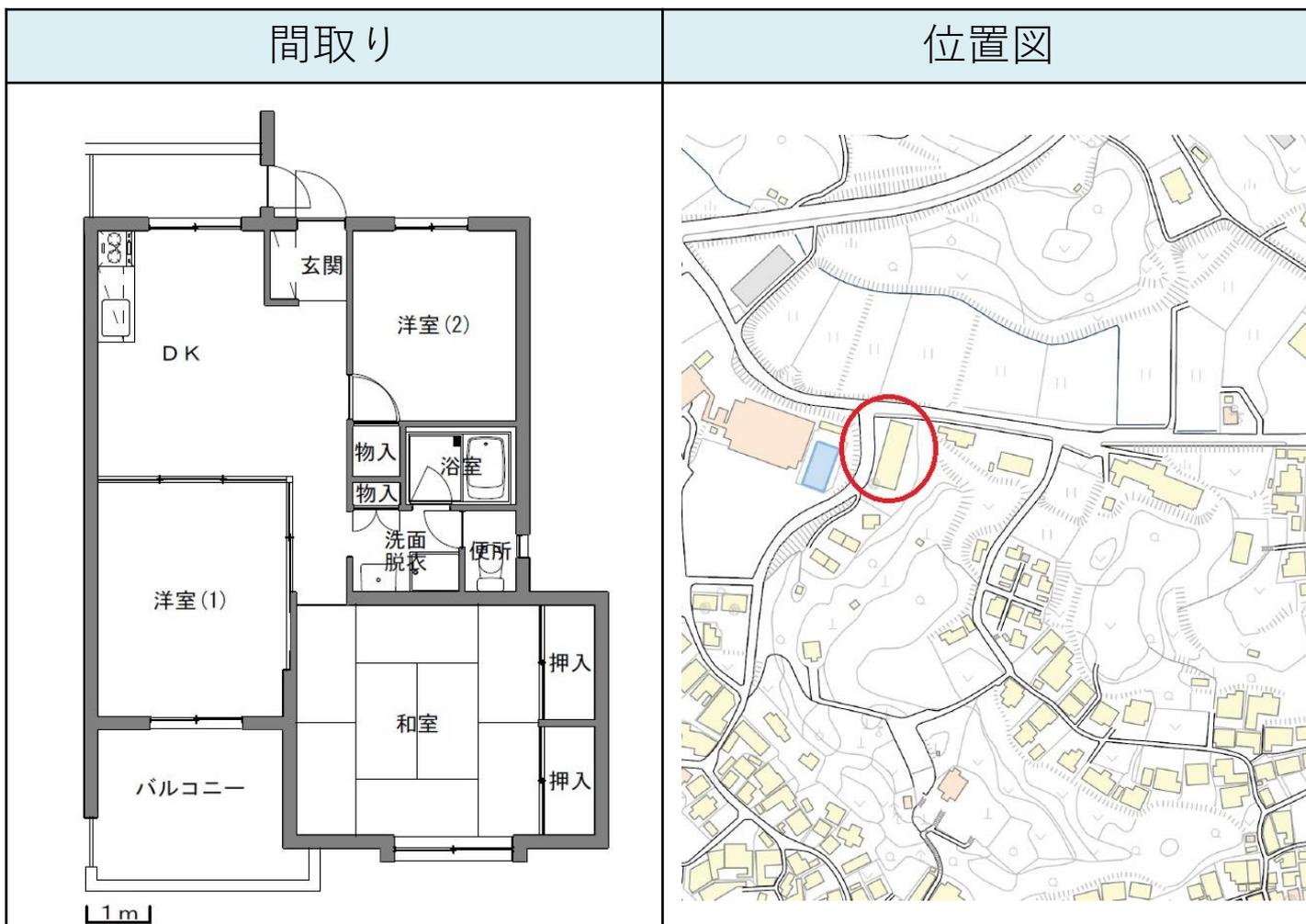
団地名	谷団地	住所	宗像市大島 1 1 4 3 番地 4		
部屋番号	2 0 2 号	建設年度	平成 4 年度	構造	耐火構造 3 階建
間取り	3 D K	面積	6 6. 7 m ²		

令和 7 年度（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）の家賃

単位：円

収入階層	第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	第 6 階層	第 7 階層	第 8 階層
月平均所得額	0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000	214,001 ～ 259,000	259,001 ～
使用料	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,100	37,600	43,400

※月平均所得額の計算方法は（参考）月平均所得額の計算方法を参照。



VII. 募集住宅

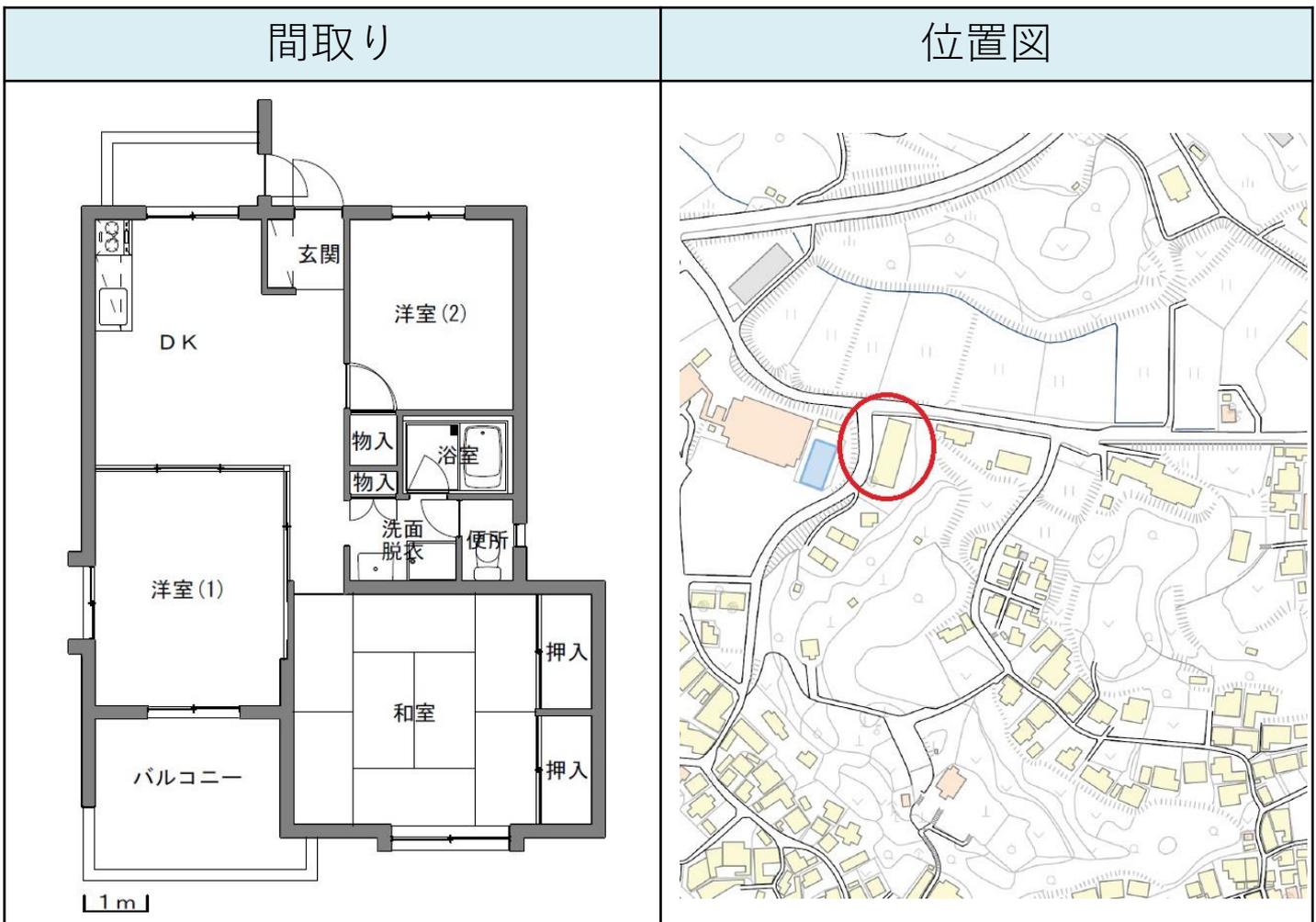
団地名	谷団地	住所	宗像市大島 1 1 4 3 番地 4		
部屋番号	2 0 4 号	建設年度	平成 4 年度	構造	耐火構造 3 階建
間取り	3 D K	面積	6 6. 7 m ²		

令和 7 年度（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで）の家賃

単位：円

収入階層	第 1 階層	第 2 階層	第 3 階層	第 4 階層	第 5 階層	第 6 階層	第 7 階層	第 8 階層
月平均所得額	0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000	158,001 ～ 186,000	186,001 ～ 214,000	214,001 ～ 259,000	259,001 ～
使用料	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,100	37,600	43,400

※月平均所得額の計算方法は（参考）月平均所得額の計算方法を参照。



(参考) 月平均所得額の計算方法

$$\frac{\text{【年間所得金額】} (A - \text{【控除金額合計】} B)}{12 \text{月}} = C \text{【月平均所得額】}$$

Aには…

申込者及び同居しようとする人のすべての所得の合計です。

1. 給与所得者の場合（会社に勤めている人等）

- ・令和6年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間所得金額です。
- ・令和6年の途中で転職・就職した場合は、転勤先の証明書により年間収入に換算してから所得金額をだします。

2. 給与所得者以外の場合（自営業者、利子・配当所得のある人等）

- ・市発行の所得証明書の「合計所得金額」が年間所得金額です。
- ・生活保護等の各種扶助料、雇用保険金、法律により非課税とされている各種年金、仕送りなどの非課税所得は計算に入れません。

Bには…

控除の種類	内容	控除額
①給与所得、公的年金等に 係る雑所得がある方	給与所得等がある方	100,000円×()人 100,000円以下の時は当該所得
②配偶者、扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族	380,000円× (世帯人数-1)人
③同居親族（婚約者、内縁関係を含む）	本人を除く同居者で②に該当しない方	
④老人控除対象配偶者 老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上で所得金額が38万円以下の方	100,000円×()人
⑤特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満で所得金額が38万円以下の方	250,000円×()人
⑥寡婦	所得のある人のうち寡婦で所得金額が500万円以下の方	270,000円×()人 270,000円以下の時は当該所得
⑦ひとり親	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする年間所得が48万円以下の子どもがいるひとり親で、所得金額が500万円以下の方 ※住民票に本人と事実婚の関係にある人の記載がある方は対象外	350,000円×()人 350,000円以下の時は当該所得
⑧障がい者	入居予定者の中で障がいのある方	270,000円×()人
⑨特別障がい者	・身体障がい 1・2級 ・精神障がい 1級 ・知的障がい A・A1・A2	400,000円×()人